

公益社団法人大野町シルバー人材センター

平成25年度事業計画

I 基本方針

国内は、長引く景気低迷の影響によって経済情勢、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況下で、当センターの事業実績を見ますと民間企業等からの受注が減少し契約金額が前年度を下回る結果が続いています。また、会員の高年齢により退会者が増加する一方、入会につきましては定年延長等の影響を受け会員の獲得が厳しく、会員確保が今後の課題であります。

こうした中、昨年暮れの政権交代で現政権が打ち出した経済対策によって景気に幾分明るい動きが見られますが、先行きは不透明ではあるものの、今後の本格的な景気回復が望まれます。

さて、いよいよ団塊の世代が65歳に達する時期となり、ますます高齢者が増加する中、高齢者が生涯現役として社会参加できるよう多様な形態で働ける場の確保・提供を行うシルバー事業への期待は大きくなるものと考えられ、その役割を果たすことが重要であります。

就業ニーズの多様化等に対応するため就業機会の確保・提供など魅力あるシルバー事業の展開を図り、会員獲得を強化するとともに、その前提となる安全・適正就業の徹底を会員、役職員が一体となって図り、町民に愛される良質な就業の徹底を図ってまいります。

公益社団法人「大野町シルバー人材センター」として1年が経過し、更なる組織運営の強化を図るとともに、引き続き、国・県及び大野町の指導・支援を受けながら、シルバー事業の原点である「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与できる事業展開に努めてまいります。

II 事業目標

1. 基本方針に基づき、平成25年度の事業目標を次のとおり設定する。

1 会員数	270名
2 受注件数	1,500件
3 受注契約金額	113,800千円
4 就業延人員	20,000人日
5 就業率	90%

III 事業実施計画

1. 就業開拓提供事業

就業機会の確保は、会員の確保とともに事業の根幹をなすものであり、健康で働く意欲と知識経験を持った会員に、生きがいを持って就業できる場を提供することが求められ、家庭、企業、公共共団体等に対して、就業開拓を積極的に展開し就業領域の拡大に努めます。

また、多様化する地域ニーズ「担い手不足」の仕事を拡大するよう推進します。

当センター事業を支えている地区委員、各職群等の情報共有を推進し、より組織の連携を強化し、就業開拓提供事業の運営体制の強化を図ります。

2. 普及啓発事業

シルバー事業の目的、理念、仕組み、活動等を町内各層に周知し、理解と協力を得て事業の拡充、発展を図ります。また、センターの自主的・自立的な事業を発展させるためには、会員の拡大は就業先の拡大とともに事業の大きな基盤であり新規会員の確保に努めます。

具体的には、普及啓発月間の10月に社会奉仕活動（各地区公園等清掃）の実施、リーフレット（発注の仕方・仕事の内容）作成、町広報紙（仕事の依頼方法・会員募集等）による掲載依頼の実施、町等が主催するイベントへ参加し、シルバー事業のPRに努めます。

3. 研修・講習事業

会員がセンターの事業理念等を理解・賛同し、希望する業務の知識や技能を修得して、就業の機会につなげるため研修・講習事業の充実に努めます。また、県シ連等が実施する研修会にも積極的に参加します。

具体的には、会員及び会員入会予定者を対象に新入会員研修、技能研修、安全研修等を行います。

4. 調査研究事業

シルバー事業の現状と課題を把握して、今後の事業推進に資するため必要な調査研究を行います。

具体的には、事業実績調査の実施と分析、新規発注を受けた家庭、企業等に対してアンケートによる「満足度調査」、また、会員に対しては会員面談会において、就業ニーズや就業状況等を聞き取り調査を行います。

5. 相談事業

入会を希望する高齢者に対し、毎月第2火曜日にセンター施設内で入会説明会を実施するとともに、常時、町民及び会員を対象とした就業相談を実施します。また、会員面談会において就業相談を行います。

6. 安全・適正就業推進事業

安全就業については、会員の安全就業確保がシルバー事業の運営に当たって全てに優先しなければならないが、就業中・就業途上の事故が毎年発生しており、組織を挙げて事故防止の徹底に努めるとともに、発注者に対する周知・就業現場の安全確認、安全対策の推進を強化します。

また、会員の健康面においては、健康診査の受診を徹底するとともに、会員自ら健康への自己管理を行うよう指導に努めます。

具体的には、事故発生状況の分析、再発防止の周知・徹底、就業現場への巡回パトロールをより強化し、安全就業の徹底に努めます。また、刈払機等各種器具の取扱講習、整備講習を実施し、事故ゼロを目標に安全対策を推進します。

適正就業については、高齢法に定められているセンター事業の理念及び仕組みについて、会員及び発注者に周知を図ります。

具体的には、受託事業（請負・委任）にそぐわない発注に対しては、発注先のご理解をいただき、シルバー派遣事業への対応等就業の適正化に努めます。また、会員に特定の業務に長期間継続して就業させることなく、ローテーションを組む等、できるだけ多くの会員が就業の機会が得られるよう努めます。